資料編

【小山市国民保護計画の概要】

第1章 総 論

- 1 市の責務、計画の位置づけ、構成等
 - (1) 市の責務及び国民保護計画の位置づけ
 - ア 市の責務

武力攻撃事態等において、「国民保護法」、「国民の保護に関する基本計画」及び「栃木県国民保護計画」を踏まえ、「小山市国民保護計画」に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

- イ 市国民保護計画の位置づけ 国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。
- (2) 市国民保護計画の構成

第1章 総論 第2章 平素からの備えや予防 第3章 武力攻撃事態等への対処 第4章 復旧等 第5章 緊急対処事態への対処

2 国	1民(呆護措	置に関	する	基本計	画
-----	-----	-----	-----	----	-----	---

	○基本的人権の尊重	○国民の権利利益の迅速	な救済		
	○国民に対する情報提供	○関係機関相互の連携協	協力の確保	○国民の協力	
	○高齢者、障がい者等への	の配慮及び国際人道法の的	確な実施		
	○指定公共機関及び指定:	地方公共機関の自主性の尊	重		
	○国民保護措置に従事する	る者等の安全の確保			
3	市及び関係機関の事務又は	業務の大綱等【国民保護措	置の仕組:図]1]	
	○国民保護計画の作成 (○組織の整備、訓練 ○I)国民保護協議会の設置 国民保護措置の実施等	○対策本語	8の設置、運営	

4 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等

○地形 ○気候 ○人口分布 ○道路の位置等 ○鉄道の位置等

5 市国民保護計画が対象とする事態 市国民保護計画においては、県計画に基づき、次の事態を対象とする。

(1) 武力攻擊事態

○着上陸侵攻 ○ゲリラや特殊部隊による攻撃 ○弾道ミサイル攻撃 ○航空攻撃

(2) 緊急対処事態

- ○対象施設等による分類: 危険物資を有する施設や、多数の人が集合する施設等への攻撃
- ○手段による分類:多数の人を殺傷する物質や、手段として交通機関を用いた攻撃等

第2章 平素からの備えや予防 組織・体制の整備等

- ○市における組織・体制の整備(市防災計画との整合性の確保等)
- ○関係機関との連携体制の整備等
 - ・防災のための連携体制の活用
 - ・関係機関の計画との整合性の確保
 - ・自主防災会間の連携や自治会等を活用した地域内連携の支援
- ○通信の確保 ○情報収集・提供体制の整備 ○研修及び訓練
- 2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
 - ○避難に関する基本的事項(迅速に避難住民の誘導を行えるような基礎的資料の準備等)

 - ○避難実施要領のパターン作成 ○運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等
 - ○避難施設の指定への協力
- ○生活関連等施設の把握等
- 3 物資及び資材の備蓄、整備
 - ○市における備蓄(防災のための備蓄を兼ねる。)
 - ○市が管理する施設や設備の整備及び点検等
- 4 国民保護に関する啓発
 - ○国民保護措置に関する啓発(広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の活用及 び自主防災組織、自治会等への普及・啓発)
 - ○武力攻撃事態等において住民がとるべき行動に関する啓発

第3章 武力攻撃事態等への対処

- 1 市の初動体制【図2】
 - ○事態認定前における市の体制(市防災計画に基づく市の初動体制を整備する)
 - ○事態認定後から市対策本部設置までの間における市の体制
 - ○武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応
- 2 市対策本部の設置等
 - ○市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 ○市対策本部の設置手順
 - ○市対策本部の組織構成及び機能 ○市対策本部長の権限 ○通信の確保等
- 3 関係機関相互の連携
 - ○国、県、指定公共機関その他関係機関との連携・協力 ○他の市町村に対する応援
 - ○ボランティア団体等に対する支援等 ○住民への協力要請

4 警報及び避難の指示等 (1) 警報の伝達等【図3】 警報の伝達等(他市町からの通勤・通学者への配慮) (2) 避難住民の誘導等【図4】
ア 避難実施要領の策定
○市長による避難住民の誘導 ○消防機関の活動 ○関係機関との連携 ○自主防災会等への協力要請 ○高齢者、障がい者等への配慮等
5 救護【図5】
○委任があったときの救援の実施 ○知事が実施する救援の補助 ○関係機関との連携 ○救援の基準等
6 安否情報の収集・提供
○安否情報の収集 ○県に対する報告 ○照会に対する回答(個人情報への配慮等)
7 武力攻撃災害への対処【図6】 (1) 武力攻撃災害への対処
○関係機関との連携 ○職員の安全確保 ○知事への通知等
(2) 応急措置等
○避難の指示 ○警戒区域の設定 ○応急公用負担等 ○消防に関する措置等
(3) 生活関連施設における災害への対処等
○生活関連等施設の安全確保 ○危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除
(4)NBC攻撃による災害への対処等
○NBC攻撃による災害への対処(N:核兵器等 B:生物兵器 C:化学兵器) ○武力攻撃原子力災害への対処(状況に応じ市地域防災計画に準じた対処を行う)
8 被災情報の収集および報告 情報の収集に当たっては県警察との連携を密にし、栃木県火災・災害等即報要領により、 県及び消防庁に適宜報告する。
9 保健衛生の確保その他の措置 市地域防災計画に準じ、防疫活動や保健衛生活動等並びに廃棄物処理対策を実施する。

- 10 国民生活の安定に関する措置
 - ○生活関連物資等の価格安定 ○避難住民の生活安定等 ○公的徴収金の減免等
 - ○生活基盤の確保(水の安定的な供給等)
- 11 特殊標章等の交付及び管理
 - ○特殊標章等の交付及び管理 ○特殊標章等に係る普及啓発

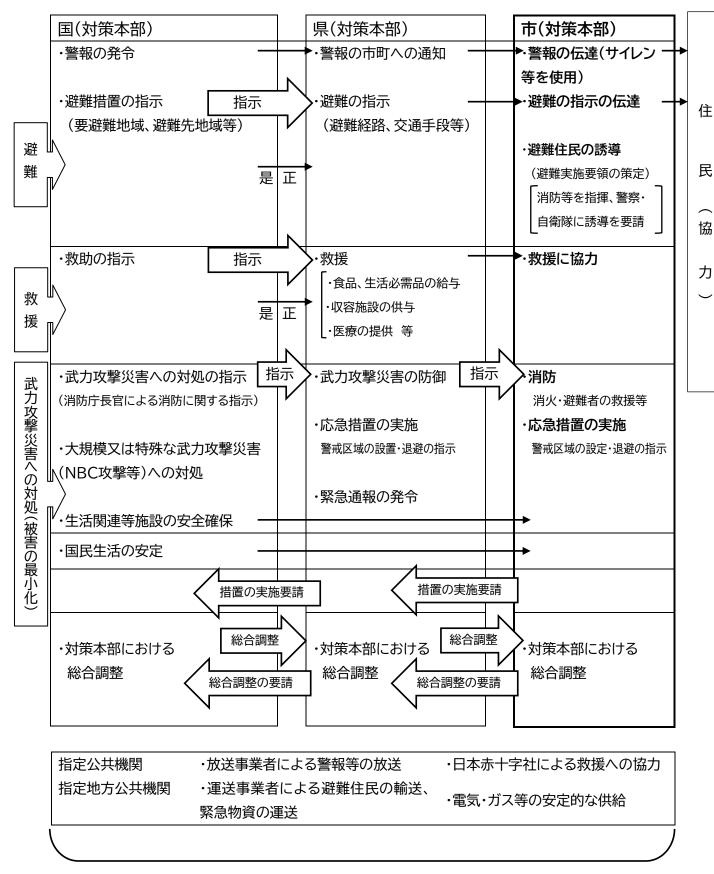
第4章 復旧等

- 1 応急の復旧
 - ○市が管理する施設等の緊急点検等 ○通信機器の応急復旧 ○県に対する支援要請
- 2 武力攻撃災害の復旧
 - ○国が示す方針に従って県と連携して実施
 - ○被災の状況、周辺地域の状況を勘案した迅速な復旧
- 3 国民保護措置に要した費用の支弁等
 - ○国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 ○損失補償及び損害補償

第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処は、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

図1 国民保護措置の仕組



国、地方公共団体、指定地方公共機関等が相互に連携

図2 市の初動体制

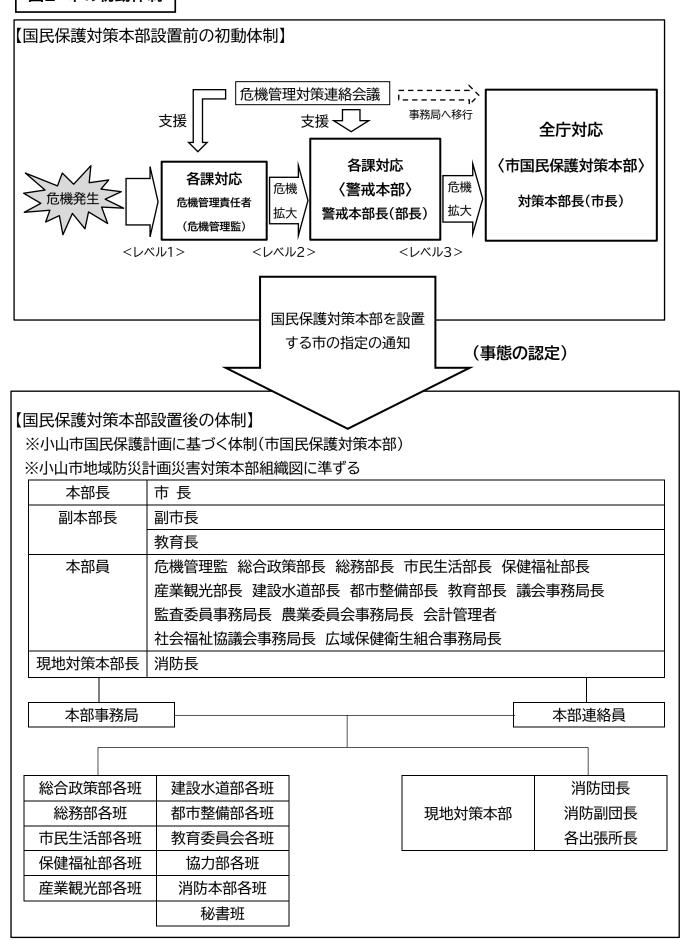


図3 警報の伝達

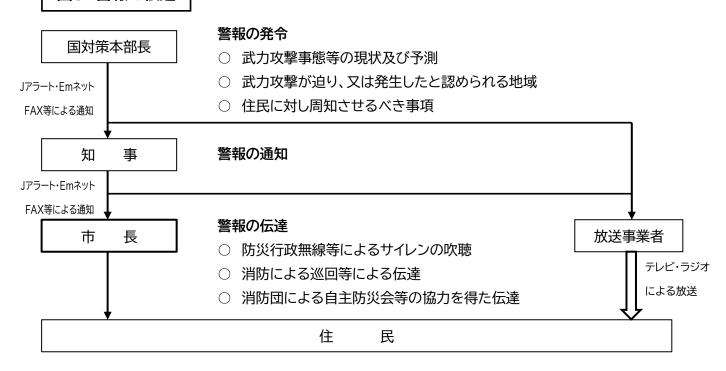
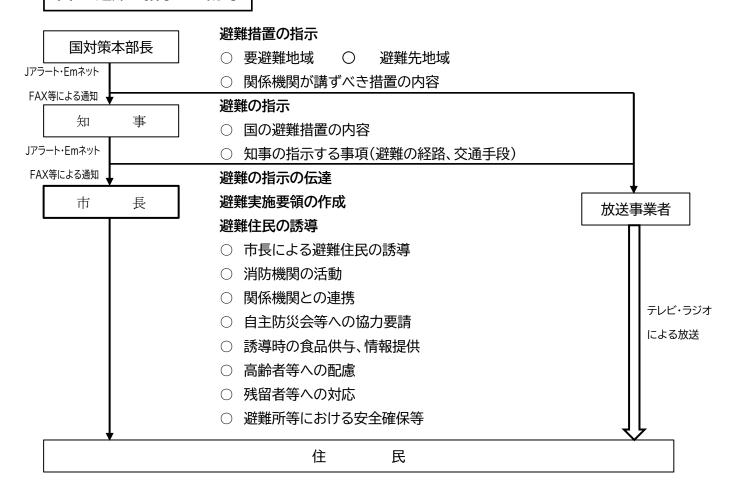


図4 避難の指示から誘導



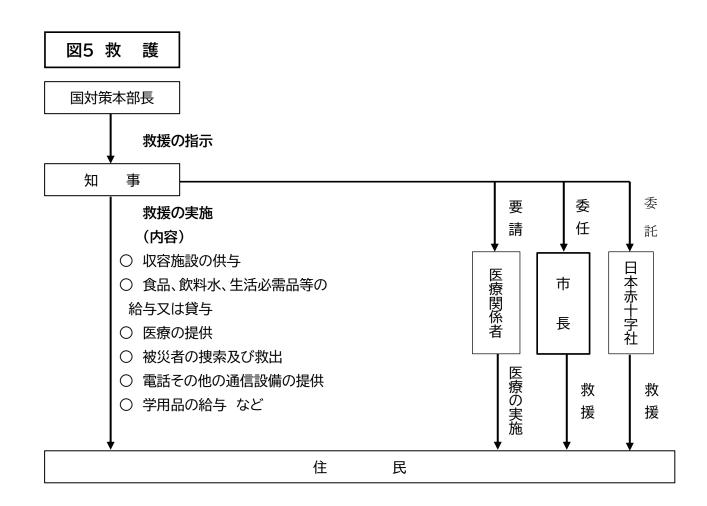


図6 武力攻撃災害への対処

国・県・市が協力して対処

生活関連等施設(ダム、鉄道施設など)の安全の確保、警備の強化、立入制限など

危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止、制限など

警戒区域の設定、区域内の立入制限、立入禁止、退去命令

消火、救急、救助活動

【国民保護関係用語集】

m ==	P *
用語	定 義
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の
	照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令
	(平成 17 年総務省令第 44 号)
NBC	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)
(エヌ・ビー・シー)	の総称
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護
	のための措置の実施に関する基本的な指針
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為
	が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫してい
	ると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが
	必要なもの
緊急対処事態対策本部	内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を
	受けたときに、市長が設置するもの
国の対策本部	対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対
	処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨
	時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部の長(内閣総理大臣をもって充てる)
県対策本部	内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受け
	たときに、知事が設置するもの
県対策本部長	県国民保護対策本部の長(知事をもって充てる)
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する
	重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮
	問機関となる協議会
国民保護業務計画	指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共
	機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計
	画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、
	国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関
	係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作
	成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機
	関は都道府県知事にそれぞれ報告する。

用語	定義
国民保護計画	政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公
	共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措
	置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素に
	おいて備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。
	地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表
	者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県
	と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれ
	ぞれ協議する。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行
	政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法
	律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及
	び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす
	影響が最小となるようにするための措置をいう。具体的には、住民
	の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などがある。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
	(平成 16 年法律第 112 号)。武力攻撃事態等において武力攻撃か
	ら国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の
	青務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、
	武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等
+ > R+ /// A	に関し必要な事項を定めている。
自主防災会 	地域における防災活動の中心として、発災時の救援、避難誘導、
→ ± 1.55 → ±p	平常時の意識啓発等の様々な役割を担う組織
市対策本部	内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受け
+++*+++=	たときに、市長が設置するもの
市対策本部長	市国民保護対策本部の長(市長をもって充てる)
指定地方行政機関 	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武
	力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安

拍化公 式 (成民)	公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む
	法人で、政令で定めるもの
	公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理
	する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を
	聴いて当該地道府県の知事が指定するもの
	プログ・フログンログール プログーン プログーン ログン

用語	定
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民
	の安全の確保に関する法律施行令で定められた機関
生活関連等施設	発電所、浄水施設など国民生活に関連のある施設で、その安全
	を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると
	認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい
	被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。
ダーティーボム	ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させる
	タイプのテロ兵器
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、市の災害時の体制を定めたもの
特殊標章	ジュネーブ諸条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要
	員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるよ
	うにしている国際的な特殊標章等
避難施設	住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設で、
	あらかじめ知事が指定するもの
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火
	事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻擊事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が
	切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻擊事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民
	の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)。武力攻撃
	事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、
	基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本と
	なる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備
	に関する事項などを定めている。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が
	予測されるに至った事態
Em-Net	内閣官房が整備し、国から地方公共団体に対して、国民保護法に
(エムネット)	基づく警報等の緊急情報を迅速に伝達するシステム
J-ALERT	消防庁が整備し、国が察知した緊急情報を通信衛星と市町村の
(ジェイアラート)	防災行政無線を利用して、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシス
	テム

資料3

【国民保護関係機関一覧】

【指定行政機関】

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総合政策局総務課	東京都千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
デジタル庁	総務チーム	東京都千代田区紀尾井町 1-3
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護室·国民保護運用室	東京都千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1
出入国在留管理庁	連絡先は法務省と同様	東京都千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	東京都千代田区霞が関 3-2-2
スポーツ庁	連絡先は文部科学省と同様	東京都千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	東京都千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理· 災害対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房地方課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	連絡先は経済産業省と同様	東京都千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	連絡先は経済産業省と同様	東京都千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	企画部	茨城県つくば市北郷 1
観光庁	連絡先は国土交通省と同様	東京都千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部企画課	東京都港区虎ノ門 3-6-9

名称	担当部署	所在地
海上保安庁	総務部国際·危機管理官	東京都千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制委員会	緊急事案対策室	東京都港区六本木 1-9-9
防衛省	防衛政策局運用政策課、 統合幕僚監部運用部運用第1課及び 同監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛装備庁	連絡先は防衛省と同様	東京都新宿区市谷本村町 5-1

【指定地方行政機関】

名称	担当部署	所在地
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東総合通信局	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1
88 = 0.176 C	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東財務局 	宇都宮財務事務所総務課	宇都宮市桜 3-1-10
横浜税関	総務部総務課総務第一係	神奈川県横浜市中区海岸通 1-1
(東洪代)	宇都宮出張所	宇都宮市東簗瀬町 1-42-3
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
栃木労働局	総務課	宇都宮市明保野町 1-4
伽个为倒向	栃木労働基準監督署	栃木市沼和田町 20-24
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
	栃木支局	宇都宮市中央 2-1-16
関東森林管理局	企画調整室	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東地方整備局	企画部防災課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
	総務部安全防災·危機管理調整官	
関東運輸局	総務部安全·防災危機管理課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
	安全第一係長	
	栃木運輸支局	宇都宮市八千代 1-14-8
東京航空局	総務部安全企画·保安対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15

名称	担当部署	所在地
市市航空大通等制部	東京空港事務所総務課	東京都大田区羽田空港 3-3-1
東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区気象台	総務部業務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
	宇都宮地方気象台防災業務課	宇都宮市明保野町 1-4
関東地方環境事務所	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都 11-2
北関東防衛局	企画部地方協力基盤整備課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

【自衛隊】

名称	担当部署	所在地
陸上自衛隊 東部方面総監部	防衛部	東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊第12特科隊	第3科	宇都宮市茂原 1-5-45
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部	神奈川県横須賀市西逸見町 1 丁目無番地
航空自衛隊 中部航空方面隊	防衛部	埼玉県狭山市稲荷山 2-3
自衛隊栃木地方協力本部	小山地域事務所	小山市駅東通り 1-25-20

【県】

名称	担当部署	所在地	
県国民保護対策本部 事務局	県民生活部危機管理課	宇都宮市塙田 1-1-20	
栃木土木事務所 総務課		栃木市神田町 6-6	
警察本部 警備部警備第二課		宇都宮市塙田 1-1-20	
小山警察署 警備課		小山市神鳥谷 1738-5	

【市町】

名称 担当部署		所在地	
宇都宮市	行政経営部危機管理課	宇都宮市旭 1-1-5	
足利市	総合政策部危機管理課	足利市本城 3-2145	
栃木市	総合政策部危機管理課	栃木市万町 9-25	
佐野市	行政経営部危機管理課	佐野市高砂町 1	

名称	担当部署	所在地	
鹿沼市	総合政策部危機管理課	鹿沼市今宮町 1688-1	
日光市	企画総務部総務課	日光市今市本町 1	
小山市	危機管理課	小山市中央町 1-1-1	
真岡市	市民生活部くらし安全課	真岡市荒町 5191	
大田原市	総合政策部危機管理課	大田原市本町 1-4-1	
矢板市	市民生活部生活環境課	矢板市本町 5-4	
那須塩原市	総務部総務課	那須塩原市共墾社 108-2	
さくら市	総合政策部総務課	さくら市氏家 2771	
那須烏山市	総務課	那須烏山市中央 1-1-1	
下野市	市民生活部安全安心課	下野市笹原 26	
上三川町	総務課	上三川町しらさぎ 1-1	
益子町	総務部総務課	益子町益子 2030	
茂木町	総務課	茂木町茂木 155	
市貝町	総務課	市貝町市塙 1280	
芳賀町	総務企画部総務課	芳賀町祖母井1020	
壬生町	総務部総務課	壬生町壬生甲 3841-1	
野木町	総合政策部総務課	野木町丸林 571	
塩谷町	総務課	塩谷町玉生 741	
高根沢町	地域安全課	高根沢町石末 2053	
那須町	総務課	那須町寺子丙 3-13	
那珂川町	総務課	那珂川町馬頭 555	

【消防本部·局】

名称	担当部署	所在地
宇都宮市消防局	総務課	宇都宮市大曽 2-2-21
足利市消防本部 消防総務課 足利市大正町 863		足利市大正町 863
栃木市消防本部	消防総務課	栃木市平柳町 1-34-5
佐野市消防本部 総務課 佐野市富		佐野市富岡 1391
鹿沼市消防本部	消防総務課	鹿沼市上殿町 520-1
日光市消防本部 総務課 日光市豊田 442-1		日光市豊田 442-1

名称	担当部署	所在地	
小山市消防本部	警防課	小山市神鳥谷 1700-2	
石橋地区消防組合	警防課	下野市下石橋 246-1	
消防本部			
芳賀地区広域行政	 通信指令課	 真岡市荒町 107-1	
事務組合消防本部	, 전다11 마차		
南那須地区広域行政	警防課	那須烏山市神長 880-1	
事務組合消防本部	喜 例硃	那須烏山中文 OOU-1	
塩谷広域行政組合	 通信指令課	矢板市富田 94-1	
消防本部	, 전다11 마차		
那須地区消防組合	 通信指令課	大田原市中原田 868-12	
消防本部	姓后187球	入口原川甲原口 808-12 	

【関係指定公共機関】

名称 担当部署		所在地		
	報道局気象・気象センター	東京都渋谷区神南 2-2-1		
日本放送協会	宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2		
㈱テレビ朝日	コメンテーター室	東京都港区六本木 6-9-1		
㈱テレビ東京	報道局、総務局	東京都港区六本木 3-2-1		
(株)TBS テレビ	総務部	東京都港区赤坂 5-3-6		
(株)フジテレビジョン	報道局	東京都港区台場 2-4-8		
日本テレビ放送網㈱	報道局	東京都港区東新橋 1-6-1		
㈱TBS ラジオ	総務局	東京都港区赤坂 5-3-6		
(株)日経ラジオ社 クロスメディア編成部		東京都港区虎ノ門 1-2-8		
(株)ニッポン放送 編成局報道部		東京都千代田区有楽町 1-9-3		
(株)文化放送 放送事業局		東京都港区浜松町 1-31		
丰口土妆安处*****	総務部危機管理室	東京都渋谷区代々木 2-2-2		
東日本旅客鉄道㈱	大宮支社宇都宮地区センター	宇都宮市川向町 1-48		
東武鉄道㈱	鉄道事業本部安全推進部	東京都墨田区押上 1-1-2		
ジェイアールバス関東㈱	総務部	東京都渋谷区代々木 2-2-2		
佐川急便㈱	CSR 推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町 68		
西濃運輸㈱	総務部	岐阜県大垣市田口町 1		
日本通運㈱	業務部	東京都港区東新橋 1-9-3		
	宇都宮支店(総務)	宇都宮市大通り4-1-18		

名称	担当部署	所在地	
福山通運㈱	業務部	東京都江東区越中島 3-6-15	
ヤマト運輸㈱	CSR 推進部	東京都中央区銀座 2-16-10	
東日本電信電話㈱	ネットワーク事業推進部 サービス運営部災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2	
米口平电后电 记 (例)	NTT 東日本-栃木設備部災害対策室	宇都宮市平出工業団地 48-2	
エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ(株)	カスタマーサービス部危機管理室	東京都千代田区内幸町 2-1-1	
	運用本部運用管理部統括グループ	東京都新宿区西新宿 2-3-2	
KDDI㈱	北関東総支社管理部	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-10-16	
ソフトバンク(株)	総務本部コーポレートセキュリティ部	東京都港区東新橋 1-9-1	
	災害対策室	東京都千代田区永田町 2-11-1	
(株)NTT ドコモ	栃木支店ネットワーク部 ネットワーク管理担当	宇都宮市大通り 2-4-3	
東京電力パワーグリッド㈱	業務統括室総務・広報グループ	東京都千代田区内幸町 1-1-3	
宋尔电力バラーブリット(株)	栃木南支社	小山市駅東通り 2-23-25	
東京瓦斯㈱	総務部総務グループ	東京都港区海岸 1-5-20	
宋尔凡荆(林)	宇都宮支社 総務グループ	宇都宮市東宿郷 4-2-16	
日本郵便㈱	管理部リスク管理担当・危機管理 ・震災復興対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
(独)国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘 2-5-21	
日本赤十字社	救護·福祉部救護課	東京都港区芝大門 1-1-3	
	栃木県支部 事業推進課	宇都宮市若草 1-10-6	
東日本高速道路㈱ 管理事業本部管理事業統括課		東京都千代田区霞が関 3-3-2	

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地	
足利ガス(株)	営業部工務課	足利市錦町 27-1	
栃木ガス(株)	技術保安課	栃木市城内町 2-2-23	
佐野ガス㈱ 導管部		佐野市久保町 243	
北日本ガス㈱	供給部	小山市花垣町 2-11-22	

名称	担当部署	所在地	
鬼怒川ガス㈱		日光市滝 7	
(一社)栃木県 LP ガス協会		宇都宮市東今泉 2-1-21	
関東自動車㈱	総務部	宇都宮市梁瀬 4-25-5	
(一社)栃木県バス協会	業務部	宇都宮市八千代 1-4-12	
(一社)栃木県タクシー協会		宇都宮市八千代 1-4-12	
(一社)栃木県トラック協会	総務課	宇都宮市八千代 1-5-12	
わたらせ渓谷鐵道㈱	安全室	群馬県みどり市大間々町大間々 1603-1	
真岡鐵道㈱	総務部総務課	真岡市台町 2474-1	
野岩鉄道㈱	総務部総務課	日光市藤原字戸中 326-3	
(一社)栃木県医師会	総務課	宇都宮市駒生町 3337-1	
(公社)栃木県看護協会		宇都宮市駒生町 3337-1	
㈱とちぎテレビ	総務部	宇都宮市昭和 2-2-2	
㈱栃木放送	総務局総務部	宇都宮市昭和 2-2-5	
㈱エフエム栃木	総務部	宇都宮市中央-1-2-1	
栃木県土地改良事業団体 連合会	総務部総務課	宇都宮市平出町 1260	
栃木県道路公社	管理部	日光市木和田島 2096-1	

【その他関係機関】

名称	担当部署	所在地	
小山市消防団	小山市消防本部消防総務課	小山市神鳥谷 1700-2	
(一社)小山地区医師会		小山市神鳥谷 2251-7	
テレビ小山放送㈱	放送部	小山市八幡町 1-6-6	
(福)小山市社会福祉 協議会 地域福祉係		小山市中央町 2-2-21	

資料4

【市内に位置する指定避難施設一覧】

【指定避難所及び指定緊急避難場所】

番号	施設名	所在地	指定避難 所	指定緊急 避難場所
1	小山第一小学校	宮本町 1-3-1	0	0
2	小山第二小学校	宮本町 2-9-20	0	0
3	小山第三小学校	神鳥谷 4-7-51	0	0
4	小山城南小学校	西城南 5-29-1	0	0
5	旭小学校	駅南町 5-6-69	0	0
6	小山城北小学校	城北 5-18-1	0	0
7	若木小学校	若木町 2-6-44	0	0
8	東城南小学校	東城南 3-9-5	0	0
9	小山城東小学校	城東 1-16-1	0	0
10	大谷東小学校	横倉新田 271	0	0
11	大谷南小学校	東野田 2147	0	0
12	大谷北小学校	犬塚 5-6-10	0	0
13	間々田小学校	間々田 1512	0	0
14	乙女小学校	乙女 1954	0	0
15	間々田東小学校	間々田 57-2	0	0
16	下生井小学校	下生井 1546	0	0
17	網戸小学校	網戸 1514	0	0
18	寒川小学校	中里 861	0	0
19	豊田小学校	松沼 416-1	0	0
20	旧豊田南小学校	松沼 668	0	0
21	旧豊田北小学校	大本 808	0	0
22	穂積小学校	萩島 27	0	0
23	中小学校	南小林 109	0	0
24	羽川小学校	羽川125	0	0
25	羽川西小学校	黒本 771-2	0	0
26	萱橋小学校	萱橋 1169-1	0	0

番号	施設名	所在地	指定避難 所	指定緊急 避難場所
27	絹義務教育学校(旧福良小学校)	福良 2246	0	0
28	旧梁小学校	梁 67	0	0
29	旧延島小学校	延島 1019	0	0
30	小山中学校	渋井 779-1	0	0
31	小山第二中学校	天神町 1-6-36	0	0
32	小山第三中学校	犬塚 3-29-1	0	0
33	小山城南中学校	東城南 1-22-9	0	0
34	大谷中学校	横倉新田 97	0	0
35	間々田中学校	間々田 2364	0	0
36	乙女中学校	乙女 1731	0	0
37	豊田中学校	松沼 397	0	0
38	美田中学校	下国府塚 287	0	0
39	桑中学校	出井 1859	0	0
40	絹義務教育学校(旧絹中学校)	福良 2240-1	0	0
41	小山高等学校	若木町 2-8-51	0	0
42	小山西高等学校	松沼 741	0	0
43	小山城南高等学校	西城南 4-26-1	0	0
44	小山南高等学校	間々田 23-1	0	0
45	小山北桜高等学校	東山田 448-29	0	0
46	勤労青少年ホーム	犬塚 3-1-2	0	0
47	白鴎大学本キャンパス	駅東通り 2-2-2	0	0
48	白鴎大学大行寺キャンパス	大行寺 1117	0	0
49	小山工業高等専門学校	中久喜 771	0	0
50	関東職業能力開発大学校	横倉 612-1	0	0
51	小山市立文化センター	中央町 1-1-1	0	0
52	栃木県立県南体育館	外城 371-1	0	0
53	栃木県立温水プール館	外城 371-1	0	0
54	道の駅思川	下国府塚 25-1	0	0

番号	施設名	所在地	指定避難 所	指定緊急 避難場所
55	間々田市民交流センター	間々田 1960-1	0	0
56	小山城南市民交流センター	東城南 4-1-12	0	0
57	桑市民交流センター	翌川 858-1	0	0
58	小山市立体育館(小山思いの森敷地内)	塚崎 1408-1	0	0
59	小山御殿広場	中央町 1-3	_	0
60	城山公園	城山町 1-1	_	0
61	駅東公園	駅東通り 2-25	_	0
62	神久保公園	神鳥谷 2-29	_	0
63	希望ケ丘公園	西城南 5-5	_	0
64	あさひ公園	駅南 5-6	_	0
65	城南公園	東城南 4-17	_	0
66	自由ケ丘公園	東城南 3-8	-	0
67	原之内公園	神鳥谷 1864-1	_	0
68	小山総合公園	外城 371-1	-	0
69	城東公園	城東 1-19	1	0
70	犬塚公園	犬塚 1-24	1	0
71	あけぼの公園	横倉新田 465	_	0
72	間々田八幡公園	間々田 2369	_	0
73	間々田美しが公園	美しが丘 3-1	_	0
74	小山運動公園	向野 187	_	0

【福祉避難所】

番号	施設名	所在地
1	(福)紫雲会 花見ケ丘学園	東野田 635
2	(福)彰義重政会 一桃舎	間々田 750-1
3	(福)孝友会 ひらわの郷	平和 256
4	(福)孝友会 グループホームひらわ	平和 263-4
5	(福)延寿会 春わらう舎	小山 1509-1
6	(福)小山清風会 しょうし苑	中久喜 1273-1

番号	施設名	所在地
7	(福)小山清風会 デイサービスセンターコスモス	中久喜 1620-1
8	(NPO)小山そよかぜ 小山ひまわり	本郷町 2-8-21
9	(福)薫風会 富士見荘	上石塚 15
10	(福)薫風会 初田郷富士見荘	下初田 537-2
11	(医)光風会 晃南	乙女 795
12	(医)光風会 通所リハビリテーション晃南	乙女 795
13	(医)さくら会 さくら野	卒島 110
14	(医)さくら会 グループホームさくらの家	卒島 98
15	(医)信誠会 苅部太陽の家	南飯田 317-5
16	(福)洗心会 サンフラワーグリーンホーム	出井 1939
17	(福)洗心会 サンフラワーケアセンター	出井 1933-1
18	(福)洗心会 サンフラワーガーデン	出井 1938
19	(福)洗心会 サンフラワーショートステイ	出井 1936
20	(福)洗心会 サンフラワー療護園	出井 1936
21	(福)洗心会 サンフラワーワークセンター	犬塚 7-20-2
22	(福)ソフィア会 おはようの家	三拝川岸 127-1
23	(福)ソフィア会 えいぶるの里	東島田 2403-2
24	(福)丹緑会 栗林荘	塚崎 463-1
25	(福)厚生会 穂の香苑	間々田 1442
26	(福)くすの木会 きぬの里	高椅 132-1
27	(医)朝日会 朝日病院	喜沢 660
28	(医)朝日会 思川ケアステージ	喜沢 660
29	(医)白愛会 祇園荘	城山町 2-7-18
30	(医)星野会 つむぎの郷	犬塚 62-2
31	(医)パステル CSWおとめ	乙女 625-2

小山市国民保護対策本部及び小山市緊急対処事態対策本部並びに小山市国民保護協議会条例 平成 18 年3月 20 日 条例第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条、法第 183 条において準用する法第 31 条及び法第 40 条第8項 の規定に基づき、小山市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)、小山市緊急対処事態対策本部 (以下「緊急対策本部」という。)及び小山市国民保護協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を 定めるものとする。

第2章 小山市国民保護対策本部

(組織等)

- 第2条 小山市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、小山市国民保護対策本部員(法第 28 条第4項の本部員をいう。以下「本部員」という。)を指揮監督する。
- 2 小山市国民保護対策副本部長(法第 28 条第5項の副本部長をいう。以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行う等、必要と認めるときに対策本部の会議を招集し、その議長となる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 法第 28 条第8項の規定により、現地対策本部を置いたときは、これに現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、当該本部長等には、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

第3章 小山市緊急対処事態対策本部

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対策本部について準用する。

第4章 小山市国民保護協議会

(委員及び専門委員)

- 第7条 協議会は30人以内の委員をもって組織する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理 する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第10条 協議会は、必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ 指名する者が、その職務を代理する。

第5章 雑則

(庶務)

第11条 対策本部、緊急対策本部及び協議会の庶務は、消防本部危機管理課において処理する。

(委仟)

第12条 この条例に定めるもののほか、対策本部、緊急対策本部及び協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

資料6

【対策本部の任務分担】

部 名	班 名	班 員	任 務 分 担
	秘書班	秘書課職員	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 被災地の視察及び被災者の見舞いに関す ること。 3 他の部への応援協力に関すること。
総合政策部	総合政策班	総合政策課職員	1 国、県等関係機関との総合調整に関すること。 2 市民からの情報等の収集に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。
	シティプロモーション班	シティプロモーション 課職員	1 市民への災害情報の提供に関すること。 2 報道機関への災害情報の提供及び連絡調整に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。
	自然共生班	自然共生課職員	部内各班への応援協力に関すること。
	財政班	財政課職員	1 災害関係予算の編成及び資金調達に関すること。 2 部内各班への応援協力に関すること。
	市民税班	市民税課職員	1 被害状況の調査報告に関すること。 2 罹災台帳及び罹災証明の作成に関すること。 3 被災者に対する所管の地方税の減免に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
	資産税班	資産税課職員	1 被害状況の調査報告に関すること。 2 罹災台帳及び罹災証明の作成に関すること。 3 被災者に対する所管の地方税の減免に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
	納税班	納税課職員	1 被害状況の調査報告に関すること。 2 罹災台帳及び罹災証明の作成に関すること。 と。 3 地方税の徴収猶予に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。

÷n &	T.IT &	T.IT □	/T ▽b /\ 1□
部 名	班名	班員	任務分担
総務部	行政総務班	行政総務課職員 文書館職員	1 国民保護等対策本部及び現地対策本部の 運営に関すること。 2 被害状況の情報収集、整理及び報告に関す ること。 3 国、県及び関係機関等との連絡調整に関す ること。 4 県、他市町村及び自衛隊への応援要請に関 すること。 5 義援物資等の受入に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。 文書館の被害状況の調査報告に関すること。
	行政改革班	行政改革課職員	1 義援物資等の受入に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	職員班	職員課職員	 職員の動員指示及び動員計画に関すること。 災害対策従事職員に対する給付、健康管理等に関すること。 被災職員に対する給付及び援助に関すること。 他市町村からの応援職員の配属に関すること。 部内各班への応援協力に関すること。
	管財班	管財課職員	1 市有財産の被害状況の調査報告に関すること。 2 市有車両その他輸送手段の確保に関すること。 3 救援物資の輸送に関すること。 4 災害対策に必要な資機材及び物品の調達に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	人権·男女共同参画 班 情報政策班	人権·男女共同参画 課職員 情報政策課職員	部内各班への応援協力に関すること。
	IGTW/AVE/I	IIITWYYY TOPMPAGE	1 情報通信機器の被害状況の調査報告に関すること。2 庁内システムの安定運用に関すること。3 部内各班への応援協力に関すること。
市民生活部	市民生活安心班	市民生活安心課職員	1 自治会との連絡調整に関すること。 2 ボランティアの受入れ調整に関すること。 3 警察署との連絡調整に関すること。 4 市民相談窓口の開設に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。

部 名	班 名	班 員	任 務 分 担
	国際政策班	国際政策課職員	1 外国人への情報提供に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	環境班	環境課職員	 廃棄物の処理及び運搬に関すること。 仮設トイレ設置に関すること。 遺体の埋葬及び火葬に関すること。 衛生害虫等の駆除に関すること。 公害の調査及び汚染防止に関すること。 動物愛護に関すること。 健康増進班への協力活動に関すること。 部内各班への応援協力に関すること。
	市民班	市民課職員	1 出張所の被害状況の調査報告に関すること。2 被災者名簿の作成に関すること。3 安否情報の照会への回答に関すること。4 身元不明死亡者の調査に関すること。5 部内各班への応援協力に関すること。
	出張所班	出張所職員	 国民保護等対策本部との連絡調整に関すること。 区域内住民への避難動告等の伝達に関すること。 区域内の避難所の開設に関すること。 仮設救護所の供与に関すること。 区域内自治会等関係団体との連絡調整に関すること。
	国保年金班	国保年金課職員	1 被災者の保険診療に関すること。2 被災者に対する健康保険料の免税に関すること。3 部内各班の連絡調整に関すること。
保健福祉部	福祉課	福祉課職員	1 部内関係施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 要配慮者への支援計画の作成に関すること。 3 日本赤十字社との共同活動に関すること。 4 被災者への生活必需品の供給に関すること。 5 被災要配慮者の安全確保及び相談等支援対策に関すること。 6 障がい者福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 7 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 8 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。

部名	班名	班 員	任 務 分 担
HF H	74 11		9 福祉選手所の設置に関すること。 10 被災者生活再建支援に関すること。 11 災害弔慰金・見舞金の支給及び災害援護 資金の貸付に関すること。 12 遺体の安置に関すること。 13 部内各班連絡調整に関すること。
	子育て家庭支援班	子育て家庭支援課 職員	1 子育て総合支援センターの被害状況の調査 報告に関すること。 2 母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金に関する こと。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	こども班	こども課職員	1 児童福祉施設等の被害状況の調査報告に関すること。 2 被災児童の安全対策に関すること。 3 被災者に対する保育料の減免に関すること。 4 被災児童のメンタルヘルスケアに関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	保育所班	保育所職員	1 児童の避難誘導に関すること。 2 被災児童の保育対策に関すること。
	高齢生きがい班	高齢生きがい課職 員	1 老人福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。2 要配慮者の安全確保及び相談等支援対策に関すること。3 部内各班への応援協力に関すること。
	健康増進班	健康増進課職員	1 関係医療機関の被害状況の調査報告に関すること。 2 関係医療機関その他医師会等関係機関との連携調整に関すること。 3 環境班及び関係医療機関との協力活動に関すること。 4 医療救護体制の整備に関すること。 5 感染症対策に関すること。 6 仮設救護所の開設に関すること。 7 救急医薬品の供給の確保に関すること。 8 被災者の健康管理等保健衛生指導に関すること。 9 部内各班への応援協力に関すること。

部名	班 名	班 員	任 務 分 担
産業観光部	農政班	農政課職員	1 農畜産物等の被害状況の調査報告に関すること。 2 農業関係団体との連絡調整に関すること。 3 農業関係団体の協力による技術対策の指導に関すること。 4 農地・農業用施設の被害状況等の調査に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。
	農村整備班	農村整備課職員	1 水門等農業用施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 土地改良関係団体との連絡調整に関すること。 3 関東農政局栃木南部農業水利事業所との連絡調整に関すること。 4 農地・農業用施設の被害状況等の調査に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	商業観光班	商業観光課職員	1 所管施設及び商業関係の被害状況の調査報告に関すること。 2 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 3 救援物資の調達及び管理に関すること。 4 中小企業融資に係る認定書の交付に関すること。 5 被災中小企業の金融対策に関すること。 6 義援物資等の受入に関すること。 7 部内各班への応援協力に関すること。
	工業振興班	工業振興課職員	1 所管施設及び工業関係の被害状況の調査報告に関すること。2 義援物資等の受入に関すること。3 部内各班への応援協力に関すること。
建設水道部	治水対策班	治水対策課職員	1 公共土木施設の被害状況の整理及び報告に関すること。2 被災宅地の危険度判定に関すること。3 建設業協同組合等関係機関との連絡調整に関すること。4 部内各班の連絡調整に関すること。
	道路班	道路課職員	1 道路等所管施設の被害状況の調査報告に 関すること。 2 道路等所管施設の応急復旧対策に関する こと。 3 危険区域の交通規制に関すること。

部名	班名	班員	任 務 分 担
			4 部内各班への応援協力に関すること。
	建築班	建築課職員	1 市営住宅等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 市営住宅等所管施設の応急復旧対策に関すること。 3 被災者に対する住宅相談に関すること。 4 仮設住宅の建設に関すること。 5 住宅の応急修理に関すること。 6 部内各班への応援協力に関すること。
	下水道班	上下水道総務課職 員 上下水道施設課職 員	1 処理場、下水道施設等所管施設の被害状況 の調査報告に関すること。 2 処理場、下水道施設等所管施設の応急復日 対策に関すること。 3 被災者に対する下水道使用料の減免に関 すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
	水道班	上下水道総務課職員 上下水道施設課職員	1 浄水場等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。2 浄水場等所管施設の応急復旧対策に関すること。3 応急給水に関すること。4 被災者に対する水道料金の減免に関すること。5 部内各班への応援協力に関すること。
都市整備部	都市計画班 まちづくり推進班	都市計画課まちづくり推進課	 1 災害復興都市計画の作成に関すること。 2 避難所の運営の補助に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。 1 避難所の運営の補助に関すること。
	市街地整備班	市街地整備課職員	2 部内各班への応援協力に関すること。 1 所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 所管施設の応急復日対策に関すること。 3 避難所の運営の補助に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
	公園緑地班	公園緑地課職員	 公園等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 公園等所管施設の応急修理に関すること。 所管の避難場所の開設に関すること。 避難所の運営の補助に関すること。 部内各班への応援協力に関すること。

部名	班名	班員	任 務 分 担
	建築指導班	建築指導課職員	 被災建築物等の被害状況の調査報告に関すること。 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 被害状況調査の指導に関すること。 避難所の運営の補助に関すること。 部内各班への応援協力に関すること。
教育委員会	教育総務班	教育総務課職員	1 学校等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 避難所開設の連絡調整に関すること。 3 避難所の設置・運営に関すること。 4 学用品の給与に関すること。 5 被災児童生徒の就学援助に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。
	学校教育班	学校教育課職員	1 学校等の被害状況の調査報告に関すること。2 学校等の応急修理、応急教育に関すること。3 避難所の運営に関すること。4 部内各班への応援協力に関すること。
	教育研究班	教育研究所職員	1 避難所の運営に関すること。 2 部内各班への応援協力に関すること。
	生涯学習班	生涯学習課	1 集会所等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。2 避難所の運営に関すること。3 部内各班への応援協力に関すること。
	文化振興班	文化振興課職員	1 所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 文化財の被害状況の調査報告に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
	博物館班	博物館職員	 博物館の被害状況の調査報告に関すること。 選挙師の運営に関すること。 部内各班への応援協力に関すること。
	車屋美術館班	車屋美術館職員	1 車屋美術館の被害状況の調査報告に関すること。2 選挙所の運営に関すること。3 部内各班への応援協力に関すること。

部 名	班 名	班 員	任 務 分 担
	生涯スポーツ班	生涯スポーツ課職員	 県南体育館等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 避難所の設置・運営に関すること。 部内各班への応援協力に関すること。
	中央図書館班	中央図書館職員	 図書館の被害状況の調査報告に関すること。 避難所の運営に関すること。 部内各班への応援協力に関すること。
協力部	議事班	議事課職員	1 議員との連絡調整に関すること。 2 他の部の応援協力に関すること。
	監査班	監查委員事務局職 員	他の部の応援協力に関すること。
	選挙管理班	選挙管理委員会職員	他の部の応援協力に関すること。
	農業委員班	農業委員会職員	他の部の応援協力に関すること。
	出納班	出納室職員	1 見舞金及び義援金の保管に関すること。 2 他の部の応援協力に関すること。
	社会福祉協議会班	社会福祉協議会職 員	1 災害ボランティアに関すること。 2 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
	広域保健衛生組合 班	広域保健衛生組合 職員	災害ごみの処理に関すること。
消防本部	消防班	消防本部職員	 災害情報の収集及び伝達に関すること。 被害状況の調査報告に関すること。 消防、武力攻撃災害の防除及び軽減に関すること。 警報、避難指示等の伝達及び誘導に関すること。 警戒区域の設定に関すること。 救急救助活動に関すること。 広域応援要請に関すること。 消防資機材の調達に関すること。 関係医療機関との連絡調整に関すること。

部 名	班 名	班員	任務分担
	危機管理班	危機管理課員	1 武力攻撃事態等対策の総合的な企画及び 調整に関すること。 2 国民保護等対策本部事務局の運営に関す ること。 3 国民保護等対策本部長の命令の伝達に関すること。 4 被害状況の情報収集、整理及び報告に関す ること。 5 国、県及び関係機関等との連絡調整に関す ること。 6 国、県、他市町及び自衛隊への応援要請に 関すること。 7 災害救助法の適用に関すること。 8 記録の編集及び保存に関すること。 9 見舞金及び義援金の受領及び保管に関す ること。

資料7

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (平成 17 年総務省令第 44 号)

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令代275号。 以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法 は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様 式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ ない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この 方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

- 第3条 法第 95 条第1項(法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による 安否情報の照会は、令第 26 条第1項(令 52 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式 第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。 ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の 地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法による ことができる。
- 2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人である ことを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供を 求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第 95 条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が切迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第 95 条第1項 の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第 94 条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により 提供することとする。(注 この条は、平成 19 年4月1日からの施行となる。)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 18年3月31日総務省令第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月16日総務省令第76号)抄

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(経過措置)

第2条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

1及び2 略

3 第 11 条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令第3条第2項

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年月日時分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
① 連絡先その他必要情報	
② 親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回答する 予定ですが、回答を希望しない場合は、〇で囲んで下さい。	回答を希望しない
③ 知人から照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、 回答を希望しない場合は〇で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①~⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する
** (備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分 留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する 回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、 行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や 個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友 人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します
- (注3)「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

※備考

安否情報収集様式(死 亡 住 民)

記入日時(年 月 日 時 分) 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 年 月 日 ④ 男女の別 男 女 ⑤ 住所(郵便番号を含む。) 6 国籍 日本 その他() ⑦ その他個人を識別するための情報 ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報 同意する ① ①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対 する回答することへの同意 同意しない

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します
- (注3)「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先		
同意回答者住所			続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否確認情報報告書

報告日時: 年 月 日 時 分

市町村名: 担当者名:

①氏 名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住 所	国籍	⑦その他個人を識別 するための情報	⑧負傷(疾病) の該当	⑨負傷又は 疾病の状況	⑩現在の居所	①連絡先 その他必要な情報	②親族・同居者 への回答の希望	③知人への回答 の希望者	⑭親族・同居者・知人以外 の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫〜⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

	総務大臣 3道府県知事 (市町村長)	〕 殿				年	月	日			
				申請者							
				住	所(居所)						
				氏	名						
下訂	己の者につい	ヽて、武力攻	撃事	耳態等における国民の保護の/	こめの措置に関する法律	#第95条	第1項の	規定に			
基づ	き、安否情報	を照会しま	す。								
照	会をする理由	b	1	被照会者の親族又は同居者で	であるため。						
(C)をつけて下	でさい。③	2	被照会者の知人(友人、職場	関係者及び近隣住民)で	あるため。					
のは	場合、理由を	記入願い	3	その他							
ます	す。)			()						
	備	考									
	p.1.3	_									
照	氏	名									
会者を	フリ	ガナ									
特定す	出生の	年月日									
るため	照会者を特定するために必要な事 (日本国籍を有しない者に限る)										
い に 必	住	所									
要な事	国 (日本国籍を有し	籍 ない者に限る)		日本	その他()				
項	その他個. するための	人を識別)情報									
※ 申	ま請者の	確 認									
※ 備	着 考										
借老											

- - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地 を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないでください。

安否情報回答書

		殿						年	月	日
							(都道府	8大臣 守県知事) 订村長)		
	年	月	日付に	ナで照会の)あった:	安否情報	について、下詞	己のとおり[回答します	† 。
避難	住民に該当する	るか否かの	別							
	文撃災害により死 民に該当するか		負傷							
	氏	名								
	フ リ	ガナ								
	出生の	年月日								
被	男女	の別								
照	住	所								
会者	国 (日本国籍を有し その他個 するため	人を識別	3)			日本	その他	()	
	現在(の居所								
_	負傷又は変	実病の状況	_							
	連絡先その	他必要情報	}							

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により 死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」「負傷」又は「非該当」と記入するこ と。
- 3「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

栃木県火災·災害等即報要領

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部(局)が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部(局)にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部(局)と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部(局)が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部(局)が報告するものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は災害に関する即報について県へ報告をするものとする。
- (3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部 (局)からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防 庁へ報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町又は消防本部(局)は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部(局)からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部(局)からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部(局)が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(県、市町又は消防本部(局)が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部(局)が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不

能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号 様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。 なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第 3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められた ものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)(応援団体含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等(テレビのニュース 速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災 害等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 市町又は消防本部(局)は、「第2 即報基準」「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 市町又は消防本部(局)は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な 火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に 特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部(局)が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町及び消防本部(局)は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。
- (5) 市町又は消防本部(局)は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防 庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告を するものとする。
- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市

町又は消防本部(局)はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

- (7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。
- (8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア火災

- (7) 建物火災
 - (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用 者等が避難したもの
 - (c) 大使館·領事館及び国指定重要文化財の火災
 - (d) 特定違反対象物の火災
 - (e) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
 - (f) 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災
 - (g) 損害額1億円以上と推定される火災
 - (h) 公の施設(官公署、学校、県営住宅等)
- (1) 林野火災
 - (a) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
 - (b) 空中消火を要請又は実施したもの
 - (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
 - (d) 火災現場と送電線·配電線が近距離にあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
 - (a) 航空機火災
 - (b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの
 - (c) トンネル内車両火災
 - (d) 列車火災
- (I) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- (1) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を 及ぼしたもの

- (I) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 湖沼・河川への危険物流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

- (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (1) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の 漏えいがあったもの
- エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発・漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと 認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示)施設等で多数の人が避難したもの

2 救急·救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。)

(例示)・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき 救急・救助事故

3 武力攻擊災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接 又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物 的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃 に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放 出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

(例示)台風、豪雨、豪雪

- 工 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める 個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (1) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- イ 風水害
 - (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (1) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (I) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- 工 火山災害
 - (7) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部(局)は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

- 1 火災等即報
 - (1) 交通機関の火災

第2の1の(2) のアの(ウ)に同じ。

- (2) 危険物等に係る事故
 - ア 第2の1の(2)のイの(7)、(4)に同じ
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で 500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するも の
 - (ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う漏えいで付近住民の避難、 道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (3) 原子力災害等

第2の1の(2)のウに同じ。

- (4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い もの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急·救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 3 武力攻擊災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

- 4 災害即報
 - (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
 - (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災即報>

- 1 第1号様式(火災)
 - (1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急·救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。 ア 死者3人以上生じた火災

- (7) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。(7)において同じ。)の概要
 - (a) 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - (b) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並 びに予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
 - (a) 発見及び通報の状況
 - (b) 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a消防事情 b都市構成 c気象条件 dその他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (I)り災者の避難保護の状況
 - (オ) 市町及び消防本部(局)の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。

- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (I) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等)
- エ 交通機関の火災
 - (7) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (1) 焼損状況、焼損程度
- 2 第2号様式(特定の事故)
 - (1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○㈱○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を〇で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法(昭和 23 年法律第 186 号)で定める危険物である場合は、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「 \bigcirc \bigcirc と \times \times を原料とし、触媒を用いて**製品を作る \triangle \triangle 製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合は、危険物施設の区分(製造所等の別)について も記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援の活動状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

(例示)自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替える こと。

- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急·救助事故等即報·武力攻擊災害等即報>

3 第3号様式(救急·救助事故等·武力攻擊災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア「死傷者等」には急病人等を含む。

イ「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部 (局)名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況に ついて記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

(例示)・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ·NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・被害の要因(人為的なもの)

不審物(爆発物)の有無

立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合)は本様式を用いること。

ア災害の概況

(7) 発生場所:発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

- (1) 災害種別概況
 - (a) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石 流等の概況
 - (b) 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
 - (c) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
 - (d) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
 - (e) その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119 番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部(局)から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119 番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合に は、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

- (1) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部(局)、消防団、消防防災へリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及びに内容を記入すること。
- (I) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体へ の応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数・通話不能回線数・停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ)応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を 記入すること。

附 則

- この要領は、平成2年5月15日から施行する。
- この要領は、平成7年1月17日から施行する。
- この要領は、平成8年5月15日から施行する。
- この要領は、平成 12 年2月 15 日から施行する。
- この要領は、平成12年12月1日から施行する。
- この要領は、平成 15 年6月 27 日から施行する。
- この要領は、平成 15 年 10 月 15 日から施行する。
- この要領は、平成16年3月1日から施行する。
- この要領は、平成 16年 11月1日から施行する。
- この要領は、平成 18 年3月 20 日から施行する。
- この要領は、平成19年3月31日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年5月1日から施行する。
- この要領は、平成20年9月9日から施行する。
- この要領は、平成 21 年3月 23 日から施行する。
- この要領は、平成 22 年3月 29 日から施行する。
- この要領は、平成 24 年3月 30 日から施行する。
- この要領は、平成 24 年5月 31 日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- この要領は、令和元年6月14日から施行する。
- この要領は、令和3年6月8日から施行する。

別表1 連絡先

	女! 连帕儿				
		県民	防災行政	電話	発信特番-500-2136
県	終日	生活部危機	ネットワーク	FAX	発信特番-500-2146
示	一	管理課 及び 消防	NTT回線	電話	028-623-2136
		防災課	1111日秋	FAX	028-623-2146
			NITT 同 vé	電話	03-5253-7527
	勤務時間内 (平日9時30分~ 18時15分)	応急	NTT回線	FAX	03-5253-7537
		対策室	地域衛星	電話	発信特番-048-500-90 -49013
消防庁			ネットワーク	FAX	発信特番-048-500-90 -49033
			NITT回 ¢白	電話	03-5253-7777
	勤務時間外	完去安	NTT回線	FAX	03-5253-7553
	到弥时间外	宿直室	地域衛星	電話	発信特番-048-500-90 -49102
			ネットワーク	FAX	発信特番-048-500-90 -49036

第1只样式(小)	:)											5	占		報
第1号様式(火災 送付先:栃木		民生活部が		課·消	防防炎	 (課	報告日	時		—— 年	 月	5 日	_E 時		
	FAX -FA>	発信特 / 029	番-500 3-623)-21 ₋₂₁ /	46		₩□□	力44	•	+	<i>7</i> 3		叶	.)]	
第1報について		、 しと (送付した)	5-023	- Z Z て報告	+6 iして下	さい。	市町(消防本語								
(NW-TEL 発信特	番-500)-2136/	NTT-TE	L 028	8-623	-2136)	(用例本)	11 ¹ 11							
(月 E ※ 特定の事故を	3 を除く。		分現在)				報告者	名				(TEL)
火災種別			1 建物	2 林	野 3	車両	4 船舶	5	航空机	幾 6	。 そ(の他			
出火場所										木県	防災 ップ	6-	-	- ⁻)(数:	字)
出火日時 (覚知日時)		(月日月日	時 時	分 分)		日時) 日時		•	(月月	日日	時 時	分) 分
火元の業態・ 用 途							所名 皆氏名)								
出火箇所						出火	原因								
死傷者		性別·年齢 重 症 中等症 軽 症			人人人人	死者の 理	生じた 由								
建物の概要			構造 階層				- 建築面積 m 延べ面積 m								
焼損程度	焼損棟数	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟棟棟	計	棟	焼損	面積	建物建物	加焼損 加焼損 予焼損	表面	積積				m [†] m [†] ha
り災世帯数					世帯	気象	状況								
	消防本	下部(署)				•	台	•	人						
消防活動状況	消防因	-					台		人						
	その化	也(消防防	災ヘリコ	プター	-)		台·機		人						
救急·救助 活動状況															
災害対策本部 等の設置状況															
その他参考事項															

(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式(特定	≟の事故							第	Ţ,	報		
送付先:栃木	卜県県民生活部危機	管理課	・消防	防災	課	報告日時	ŧ.	<u>年</u>	月	B	時	分
	FAX 発信特番-	500-	214	6		ᄣᆸᆈᄧ	Ţ	+	Л	Н	h社)J
INII	-FAX 028-6				<u> </u>	市町						
	はFAX送付した旨電 番-500-2136∕NT					(消防本部名	ፈ)					
	∰-500-2130/N1 6険物等に係る事故		020-	023-2	2130)							
事故名	第子力施設等に係る					報告者名	_			(Tel)
l 3 7	その他特定の事故											
(F			<u>現在)</u>									
事故種別	1 火災	〔2〕	爆発	3 漏	えい 4	1 その他()	
発生場所												
事業所名												
発生日時	В		時	分	発	見日時			月	日	時	分
光土口吋 (覚知日時)	月(月	日日	時時	カ 分)		火日時			月	В	時	分
()DAMP-97	\ ,,		,	/ [/	(処	理完了)			۲ ا		μÚ	//
消防覚知方法					気	象状況						
11.55 a = 1	 1.危険物 2.指定同	丁燃物	3.高	Ŧガス	4 可	燃性ガス	11. 55					
物質の区分	5.毒劇物 6.RI 等			_,,,,)	物質	[名				
施設の区分	1. 危険物施設 2.7	高危混	在施設	ያ 3.ቮ			その他()	
施設の概要						物施設						
30023 1732					の区	分						
 事故の概要												
于以外级												
	死者(性別·年齢))			負傷者	等				人(人)
」 死傷者							重症				人(人)
751.5						車	中等症 圣 症				人(人(人) 人)
						: * :場機関		は場り	(昌	-	<u>// (</u> 出場資	
					事白	事務 衛防災組織		1-///	<u> </u>		4-705-	ביו עליו.
					MIZ.	同防災組織						
					所一	その他	74			ı		
消防防災					У₩П-1				Ź			
活動状況					用 例	本部(署))	<u> </u>		
及 び 救急・救助					3	消防団			É			
										台し台し幾		
70237000					消防防	災ヘリコプタ-	-		1))	×		
					海.	上保安庁						
	警戒区域の設定	月	日時	产 分		自衛隊)			
	使用停止命令		日時	分		その他)			
災害対策本部等							•			•		
の設置状況												
その他参考事項												

(注)<u>第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</u>

_ 弗3万怺式(・拟助	事政・此ノル	メ 挙 ジ	(吉寺)	<u>) </u>							弗		牧
送付先:栃木						方災課	:	 報告日時		年	月	日	時	分
終日 ⇒NW-F	AX	発信特番-	500	0-21	46					+	73		h-Q	73
						- T +	1.	市町						
第1報については (NW-TEL 発信特								(消防本部名	i)					
(IVV ILL HIN	⊞ Ј∪	0 2130/1	111	ILL O	20 0	<u> </u>	1307	+0 4- +/ 5				/=		`
								報告者名	ı			(TEL)
(月	日	時	分現	在)					'					
事故災害種別	1	救急事故	2	救助	事故	3 ī	武力攻	文撃災害	4 緊	聚急対処	事態	におけ	る災害	
発生場所								T		T				
 発生日時				月月	日	時	分	覚知方	: +					
(覚知日時)			(月	日日	時	分 分)	見叫力	江					
 事故等の概要														
,														
	死者	(性別・年齢)				台 偉					人(,	人)
							, Ala	7 H 7					•	
を 死傷者				計		人		「重 症				人(人)
76/87日					人		十二			人)				
						i		軽症				人(人(人)
	不明					人		十年 1 正				<u>Д</u>		人)
救助活動の要否														
要救護者数(見込)								救助人員						
消防·救急·救助														
活動状況														
災害対策本部等														
の設置状況														
その他参考事項														

⁽注)負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

⁽注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4	4号様3	式(その)1)〔災 "	害概況	即報〕							第		報	
終						理課·消 0-214 3-214	防防災語 46	果	— 報 告	日時	年	月	日	時	分
							ら 告して下:	.\ I.\.		町 体部名)					
			【県から	要求し	た場合は	除く】			+5 4	<u></u> 者名			(Tel)
(IV							8-623-2	2136)	TKD	1111			(IEL		,
	(月	<u>日</u>	時	分均 ————	見在)									
災	発生	場所						発	生日時			月	日	時	分
災害の概況															
被	人的 一うち														
害	人的 被害	災害	うち 関連死	者	人				住家 被害			棟	床下浸水		棟
の			不明		人	軽傷		人		一部 損壊		棟	未分類		棟
状	119≩	多通報 (の件数	-	-										
況															
		 対策本i 置 り	部等の 況												
	政	旦 1/	\ <i>//</i> L	(地元消防	本部、消防団	团、消防防災	ヘリコプター	-、消防約	l織法第39	9条に基7	づく応援消防	古本部等	について、そ	の出動規	現模、活動
	NI/ 17-1	- 1 0% ⊟⊟		状況等を	つかる範囲で	で記入するこ	こと。)								
		が機関 動 状	寺の												
応急:															
対策の状況	自領要	新 隊 注	派 遣 犬 況												
状況			が講じた	応急対	策										
)															
《危	機管理	課・消	防防災	課確認	事項》		=n → ¬								

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告す ること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。) (注)住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

56

(避難勧告等の発令状況)

市町名()

終日		発信特番-500· 128-623-21		02	28-623-2136)		修防災課(NW-TE にて報告して下さい		
士町夕	緊急安	全確保	発令日時	避難	指示	発令日時	高齢者	等避難	発令日時
市町名	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時
				1					
				-					
				-					
				-					
				-					

[※] 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)〔被害状況即報〕

終日				詹特番- 028- <i>6</i>			1~-								- 発信特番- 。【県から要				. 028-623-2136	5)
市田	 町名						- 区分			被害			区分		被害	< ;<				
(消防2							流出・坎	埋没	ha	IALI	公	立文教		千円	IXI	害				
	<u> </u>		(1	EL)		田	冠水		ha			· <u>一/ </u>		千円		対策	県			
		災害名					流出・坎		ha			共土木		千円		災害対策本部等の設置状況				
災	害名	火口工	ı			畑	冠才		ha		その	他の公	共施設	千円		等の				
- 報生	• 潘号	第	報				学校		箇所			小計		千円		設	市			
+IX I	田力	(月	日時	持現在)			病院		箇所		公共加	施設被害	市町数	団体		」 直 状	町			
	区分			被害			道路		箇所		_		崔被害	千円		況				
	死	者	人			†	喬りょう		箇所		そ	た 林産被害		千円		適				
人	うちが	宝 関連	人				河川		箇所		の		全被害	千円		適用市町村名				
人的被害						砂防		箇所				全被害	千円		l 斯	計		団体		
版 害	行万个				-		情掃施設		箇所		他		<u>C被害</u>	千円		村 名				
	負傷者	里傷 軽傷			そ		<u> </u>		<u> 箇所</u>				<u>の他</u>	千円			110	番通報件数		
		1111元	人 棟		1		大理个进 安害船舶					被害総		TH	<u> </u>		119	金田和什奴	17	
	全地			1	17.	<u>x日加加</u> 水道		<u> </u>		\$ \$\$										
	Τ,	1X	人		の		電話		<i>,</i> 回線		災害の概況									
-			棟				電気		戸		が概									
	半地	喪	世帯		他		ガス		戸		淣									
住			人			ブロ	コック塀等	Ē	箇所											
家			棟		_								1			゚ター、消	防組織法	第 39 条に基づく応	援消防本部等について、その	出動
被被	一部	皮損	世帯		4						4	消防	規模、活動物	犬況等を記入す	すること。)					
害			人		-							機								
吉	+ 1 >	=_1,	棟								心急) 第	 							
	床上		世帯								対	Ď								
-			人		-	1144	 	2	шш		黄の	沽 動	 							
		⊒-√	棟		-		世帯数 <u>※</u>		世帯		応急対策の状況	消防機関等の活動状況								
	床下浸水 世帯			-		建物 建物		<u>人</u> 件) 况	况	1								
非 、,,	人			1	· 火 · 火 · 火 · 発 · 3	危険		<u>1+</u> 件			白衛隊	 の災害派達	卑			その	他			
非 注 第 1	※ 公共建物 棟 1 その他 棟			1	火 災発 生	その		<u> </u>		1	H 11/2	·//\	=							
ット	その他棟						_ ,,				1									

○用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。

◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、

50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。